

## 区内建設関連団体との災害協定の締結について

## 1. 協定の目的

区では、災害が発生した際の迅速な応急活動を行うため、「災害時における応急対策業務に関する協定」を建設関連事業者と個別に締結している。しかし、締結先が115社に及ぶことから、災害時の速やかで適切な活動要請や緊密な情報交換について懸念されている。

そこで、各業界の専門性や特長を生かした具体的な活動内容の災害協定を各業界に組織されている組合や協会などの団体と締結することによって、災害協定の実効性をより高めるものである。

## 2. 協定の概要

- (1) 区と建設関連事業者が個別に締結している既存災害協定を廃止し、それぞれの事業者が構成する各建設関連団体と区が新たな災害協定を締結する。
- (2) 新たな災害協定には、各団体の専門性や特長を生かした具体的な活動内容を盛り込む。
- (3) 災害発生時に災害対策本部からの応援要請を一括で受ける（仮称）応急対策連絡会を設ける。（仮称）応急対策連絡会には、団体ごとの連絡員を派遣し、災害対策本部からの応援要請を速やかに各団体に割り振り、災害状況に応じた適切な活動を行う。※裏面協定概要図参照
- (4) すでに協定を締結している団体（葛飾造園災害対策協議会、(社)東京都建築士事務所協会葛飾支部）とは、上記の内容を追加・修正して再度協定を締結する。

## 3. 協定団体

葛飾建築協会、葛飾防災協力会、亀有防災協力会、葛飾電気防災協力会  
葛飾塗装安全協会、東京都管工事工業協同組合葛飾支部  
葛飾造園災害対策協議会、(社)東京都建築士事務所協会葛飾支部

## 4. 今後のスケジュール

- (1) 各業界と個別調整 【7月下旬まで】
- (2) 協定の締結 【8月4日】
- (3) 総合防災訓練への参加 【10月3日】
- (4) 協定内容の見直し 【随時】

[別図] 協定概念図

